

郵便料金の現金予納について
(訴訟事件(民事・行政)、労働審判事件)

岐阜地方裁判所民事部

手続費用として予納していただく郵便料金について、民事訴訟事件及び行政訴訟事件並びに労働審判事件に関しては、郵便切手による予納のほかに、現金により予納をしていただく方法があります。

郵便切手の場合、複数の券種をご用意いただく必要があるほか、必要な券種が不足した場合に追納をお願いしたり、郵便切手をお返しした際に受領書の提出をお願いしたりする場合がありますなど、煩雑な面がありますが、現金の場合は、複数の券種での予納・追納も、受領書の提出も必要ありません。使用しなかった郵便料金は、予め指定された口座(保管金提出者と還付先口座名義は同一人に限ります。)に振り込む方法により還付されます。

現金により郵便料金を予納していただく場合の予納額等の詳細は、下記のとおりです。

記

1 予納額及び予納方法

(1) 予納額(訴訟提起の場合)

原告1人、被告1人の場合は8000円(当事者が1人増えるごとに3000円を追加。ただし、共通の代理人がいる場合は人数として加える必要はありません。)

(2) 予納方法

ア 訴状を窓口で提出される場合

訴状提出後、当庁民事受付窓口(5階⑩窓口)で保管金提出書の交付を受ける。

保管金提出書に必要事項を記入及び押印のうえ、当庁会計課保管金係(6階⑮窓口)に現金を添えて納付する。

イ 訴状を郵送で提出される場合

(ア) 電子納付による方法(事前登録が必要となりますので、ご利用の際は当庁会計課保管金係(6階⑮窓口)までお問い合わせください。)

訴状を送付する際に、電子納付を希望する旨と登録の際に付与された「登録コード」を記載した書面を提出する(「納付番号」等は、訴状受付後、速やかにお知らせします。)

納付番号等を元に、インターネットバンキングやPay-easy対応のATM等から送金して納付する(裁判所に保管金提出書を提出する必要はありません。)

(イ) 裁判所の当座預金口座へ振り込む方法

訴状を送付する際に、裁判所の当座預金口座への振り込みを希望する旨を記載した書面及びあて先を記載した返信用の封筒(訴状1通につき1枚、郵便切手の貼付は不要)を提出する(訴状受付後、返信用封筒を使用し、保管金提出書及び裁判所保管金振込依頼書(3枚複写)を送付します。)

最寄りの金融機関から振込手続を行う(振込名義人と保管金提出者は同一人に限られ、振込手数料は提出者の負担となります。)

保管金振込依頼書の2枚目(右上に「裁判所提出用」と記載されたもの)及び必要事項を記入し押印した保管金提出書を当庁会計課保管金係(6階⑮窓口)に提出(郵送可)する。

(注) 訴状の提出方法により利用できる現金予納の方法が異なるということではありません

(訴状を窓口に出される場合も、電子納付又は当座預金口座への振り込みによる納付は可能ですし、訴状を郵送で提出される場合も、会計課保管金窓口において現金を納付することは可能です。)

2 留意点

郵便料金を現金で納めていただいた場合でも、送付嘱託手続において嘱託先に返送用の郵便切手を送付する必要がある場合など、別途郵便切手を納めていただくことがあります。

3 控訴事件における郵便料金の現金納付の取扱い

(1) 簡易裁判所の判決に対する控訴の場合

簡易裁判所における民事訴訟事件については、郵便料金の現金納付はできませんが、岐阜地方裁判所管内の簡易裁判所の判決に対する控訴事件（いわゆる簡裁控訴事件）については、岐阜地方裁判所において郵便料金を現金納付することができます。

予納額は、控訴人1人、被控訴人1人の場合は6000円（当事者が1人増えるごとに2000円を追加。ただし、共通の代理人がいる場合は人数として加える必要はありません。）で、予納方法は、1(2)と同じです。

簡裁控訴事件において郵便料金の現金納付を希望される場合は、簡易裁判所に控訴状を提出される際に、1(2)の要領で、必要な書類等を提出してください。岐阜地方裁判所に記録が送付され次第、現金納付の手続に必要な書類等を送付します。

(2) 地方裁判所の判決に対する控訴・上告の場合

高等裁判所における民事控訴・上告事件においても、郵便料金を現金納付することができ、予納方法は、1(2)と同じです。

控訴事件の予納額は、控訴人1人、被控訴人1人の場合は6000円（当事者が1人増えるごとに2000円を追加。ただし、共通の代理人がいる場合は人数として加える必要はありません。）です。

上告事件の予納額は、上告人1人、被上告人1人の場合は5850円（当事者が1人増えるごとに2450円を追加。ただし、共通の代理人がいる場合は人数として加える必要はありません。）です。

名古屋高等裁判所における民事控訴・上告事件において郵便料金の現金納付を希望される場合は、岐阜地方裁判所に控訴状等を提出される際に、1(2)の要領で、必要な書類等を提出してください。

岐阜地方裁判所で現金納付された郵便料金については、名古屋高等裁判所に記録を送付する際に保管替を行い、名古屋高等裁判所で使用できるようにします。

以 上